

奈良県告示第百九十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づき特定施設の構造等の変更の許可申請があったので、同条第三項において準用する同法第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、当該申請に際し添付のあった特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、この告示の日から三週間奈良県くらし創造部景観・環境局環境政策課（奈良市登大路町三〇番地）及び橿原市環境づくり部環境衛生課（橿原市八木町一丁目一番地一八）において一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月九日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 申請者の名称及び代表者の氏名並びに所在地  
東洋精密工業株式会社 代表取締役 石井 昌  
橿原市新堂町三七六番地一
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
東洋精密工業株式会社  
橿原市新堂町三七六番地一
- 三 特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設及び同表第六十六号に掲げる電気めつき施設
- 四 変更しようとする事項の内容  
1 汚水等の処理方法を別表一のとおり変更する。  
2 排出水の汚染状態及び排出水の量を別表二のとおり変更する。

別表一

施設名	項 目	変 更 前		変 更 後	
		通常	最大	通常	最大
排水処	排水処理施設から排出され	五四	七二・五	一三	一七・四

排水処理施設 号 (十七)	排水処理施設から排出される汚水等の一日当たりの通常量及び最大量(単位 m <sup>3</sup> )	排水処理施設 号 (十六)	排水処理施設から排出される汚水等の一日当たりの通常量及び最大量(単位 m <sup>3</sup> )
	一一五		
	二 一五三・		
	四八		
	六五・六		

別表二

排水口 No. 1排水口	排水の 状態 汚染	項目			排水 No. 1排水口	排水の 状態 汚染	排水 No. 1排水口
		水素イオン濃度(水素指数)	生物化学的酸素要求量(BOD)(単位 mg/l)	化学的酸素要求量(COD)(単位 mg/l)			
一八〇		七・〇	一〇	一〇			三〇
二〇〇		五・八 八・六	一五	一五			五〇
六一		七・二	二・五	五・七			一・四
八三		六・七 七・七	七・二	九・五			五・六

